大阪市教組 OTU
2023. 7.25
号外
発行所　大阪市教職員組合　TEL（6942）3561㈹　FAX（6943）8039　発行人：松岡　誠

# 教育委員会：市立幼稚園の２園を「幼稚園型認定こども園」へ移行すると提案

# 市 教 組：組合員の勤務労働条件が大きく変わることから今後も交渉を継続する！

教育委員会ならびにこども青少年局は、７月25日、市教組に対して、大阪市立貫江田幼稚園と玉造幼稚園を、2024年４月よりモデル的に「幼稚園型認定こども園」に移行することを提案しました。

※なお、交渉の概要は以下のとおり

組…市教組　　市…教育委員会

市：幼稚園型認定こども園への移行についてご説明させていただきます。

今後も大規模マンションの建設等が見込まれ、あらゆる対策を講じてもなお３歳児の保育枠が不足する地域であります大阪市立貫江田幼稚園及び玉造幼稚園につきましては、令和６年４月にモデル的に幼稚園型認定こども園へ移行する予定としております。

この幼稚園型認定こども園への移行に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項につきまして変更が生じるため、移行に伴う教職員の勤務労働条件の取扱いについてご提案いたします。本市といたしましては、市立幼稚園の一部を幼稚園型認定こども園に移行することにつきましては、移行後においても園運営を円滑に行っていくことが大切であると考えております。

なお、認定こども園での勤務につきましては、他の園と勤務時間が異なりますことから、勤務形態についてお示ししたうえで、事前に意向調査を実施したいと考えております。

まず、別表１（※裏面に掲載）についてですが、幼稚園から幼稚園型認定こども園へ移行することに伴う勤務条件の変更点を示しております。

１　開園時間につきましては、７時45分から18時45分までとなり、土曜日も開園日となります。休園日は日曜日、祝日及び年末年始となります。また、職員体制は６クラスにそれぞれ２名の担当教員の配置を予定しております。

次に２　勤務体制についてでございますが、教諭をのぞく教職員は幼稚園の勤務時間と変更ありません。なお、教諭につきましては、通常勤務と早出勤務、遅出勤務の３パターンとなります。

なお、当面、早出勤務につきましては２人体制で、遅出勤務につきましても２人体制を予定しております。

**組：ただいま教育委員会より提案を受けた、「大阪市立幼稚園の一部をモデル的に幼稚園型認定こども園へ移行することに伴う教職員の勤務労働条件に関する事項」についてであるが、まず、幼稚園型認定こども園は、大阪市立として初めての開園となる。**

**また、今回の提案は、市立幼稚園に勤務する教職員の勤務労働条件に関わる極めて重要な課題である。当然、交渉事項であり労使合意を経て、実施されるものであると考えるがどうか。**

市：教育委員会といたしましては、勤務労働条件にかかわる事項につきましては、当然、交渉事項であり、十分に交渉・協議を行ってまいりたいと考えております。また、市教組の皆様方との労使合意に向けて、誠意をもって協議を行ってまいります。

**組：まず今回、貫江田幼稚園と玉造幼稚園をモデル的に幼稚園型認定こども園としたことについて、改めてその理由を求める。**

市：本市における待機児童対策として、３歳児の保育枠不足への対応が必要であったことから、保育枠確保のため市立幼稚園において、２つの条件、①大規模マンションの建設等が今後も見込まれ、あらゆる対策を講じてもなお３歳児の保育枠が不足する地域にあること、②スピード感が必要なため大規模整備を行わずに認定こども園への移行ができること、を満たす園の選定を行いました。

その結果、条件を満たしている福島区の市立貫江田幼稚園と中央区の市立玉造幼稚園の２園を令和６年４月より幼稚園型認定こども園へ移行するモデル園と決定したころであります。

**組：次に、提案によると、園長のいない活動時間帯が生じることになり、安全面で課題があると考えるが、これについて見解を求める。**

市：同じく長時間保育及び土曜日の開所を行っている市立保育所においても、所長が不在となる時間帯がありますが、連絡体制の確立等により対応しているところです。

認定こども園においても、保育所の例を参考に、園長が主任等と連携することによって、園運営が円滑に行えることを想定しております。

**組：提案では、職員体制は６クラスにそれぞれ２名の担当教員を配置するとのことである。当然、主任はクラスを持たないという理解でよいか。**

市：認定こども園については、既存の併設園と同様に、主任は専任化することを予定しておりますので、基本的には主任がクラスを持つことはございません。

**組：次に、提案では、６クラスを予定しているということであるが、どのようなクラス配置になるのか、詳細について説明を求める。**

市：クラス配置については、１園あたり３歳～５歳児の各学年において、２クラスとし、合計６クラスを予定しております。

なお、貫江田幼稚園につきましては、現在３歳児クラスの設置がありませんので、新たに設置する予定であります。

**組：認定こども園を開園するにあたって、教員の人事異動について、事前に意向調査をするとのことであるが、スケジュールはどのようになっているのか。**

**また、幼稚園教員の希望が定員に満たなかった場合は、どのようになるのか。**

市：スケジュールにつきましては、８月３日（木）の校務研修会において、こども青少年局とともに、全園長に対し「認定こども園」の勤務形態等を説明したうえで、８月７日（月）に意向調査の文書を発出し、８月中に調査結果を集約する予定としています。

併せて、令和５年度末人事異動においては、「認定こども園」への勤務について、教員公募の実施を予定しています。

なお、認定こども園への配置は、幼稚園教員に加え、現在、公立保育所に勤務する保育士からの転任者を、教員として勤務いただくことも予定しております。

今後、年度末人事異動に向けて、認定こども園での勤務条件等、丁寧に説明を重ね、園長会とも協力しながら希望者を募っていくことを予定しておりますが、それでもなお、現職教員で定員を満たすことができなかった場合には、新規採用者や講師からの配置も含め、必要な教員数を確保できるよう、教育委員会として、努めてまいりたいと考えております。

**組：認定こども園では、幼稚園教員に加えて保育士も勤務させるということである。しかしながら、幼稚園と保育所では、教育（保育）内容に違いがあり、市教組としては危惧するところである。**

**来年度開園予定の認定こども園は、あくまでも、これまで幼稚園で取り組んできた幼児教育を継承していくものであると考えるが、こども青少年局の見解を求める。**

市：認定こども園では、「幼稚園教育要領」を基本に、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえた教育・保育を一体で実践する予定であります。

**組：次に、保育士も認定こども園で勤務させるということであるが、当然、幼稚園教員免許を持っている者という理解でよいか。**

市：保育士からの転任者につきましては、幼稚園教諭へ職種変更することを予定しておりますので、保育士資格と幼稚園教諭の免許を併有している保育士を対象とする予定です。

**組：認定こども園で勤務する保育士の給与等の処遇はどのようになるのか。**

市：給与等の処遇については、他の教育職給料表⑶適用者と全く同様に考えております。大きな変更点として教職調整額が適用されることにより、超過勤務手当が適用されなくなります。

**組：次に、幼稚園教員に意向調査を実施するということであるが、どのような方法で行うのか。**

市：今回の意向調査については、各園長から調査対象教員に対して、認定こども園での業務内容、勤務形態、職員体制等について、ご説明いただいたうえで集約することを予定しております。

なお、提出については、調査対象期間が夏季休業期間中にあたることから、各園長の集約に係る負担等を考慮し、園長を介さずに調査対象教員から直接、システムにて教職員人事担当へ提出いただくことを予定しております。

**組：今回の意向調査は、園長を介さずに直接、事務局へ提出させるとのことであるが、各園における意向調査の結果は、各園長には情報提供するのか。**

市：詳細は検討中ですが、52園全体の集約結果についてのみ、全園にお伝えすることを予定しております。各園、個別の調査結果について情報提供することは、現時点では考えておりません。

**組：次に、調査対象者について、お示しいただきたい。**

市：調査対象者は、教諭及び講師を予定しております。なお、主任及び養護教諭（養護助教諭を含む）と支援担当講師は、認定こども園においても、通常の勤務時間での勤務を予定しており、勤務条件に変更が生じないため、調査対象外とする予定です。

【裏面に続く】

組：育児短時間勤務者及び講師は、調査対象者から除外すべきと考えるが、教育委員会の見解を求める。

市：まず、育児短時間勤務者については、原則、代替講師を１名配置していることから、各園による勤務の割振りによって、シフト勤務にも対応可能かと考えます。
　併せて、認定こども園への勤務は正規教諭に限定しておらず、講師を含む現職教員から、広く意向を確認する目的がございます。そのため、育児短時間勤務者及び講師についても、今回の意向調査の対象としております。

組：我々としては、認定こども園の教員配置は、あくまでも本務教員で、かつ、育児短時間勤務を取得していない教員を配置すべきであり、開園初年度から講師も配置するという提案は受け入れられない。教育委員会には、再考するよう求めておく。
　幼稚園教員には、保育士免許を保有している者と、保有していない者がいるが、今回の意向調査では全教員に対して意向調査をするのか。

市：今回の意向調査では、教員の意向を広く把握したいと考えておりますことから、保育士免許の有無にかかわらず、全教員を対象としたいと考えております。

組：それでは、保育士免許を持っていない教員も、認定こども園に異動できるということか。

市：幼稚園型認定こども園においては、「幼稚園教諭と保育士資格の併有が望ましい」とされているため、可能な限り、保育士免許保有者を配置する方向で考えておりますが、教員の異動希望の状況等によっては、保育士免許を保有していない教員を配置することも、あり得ると考えております。

組：意向調査による本人の希望は、令和５年度末人事異動で、希望が尊重されると理解してよいのか。

市：今回の意向調査は、あくまで現時点における希望者の全体数を把握するための調査になりますので、希望については、改めて、令和５年度末人事異動に係る教員公募等において、意向を示して頂く必要がございます。

組：教員公募を実施とのことだが、公募対象者等はどうなるのか。

市：教員公募の詳細については、意向調査の結果等を踏まえ、今後、検討してまいりたいと考えております。

組：次に、意向調査時に、育児休業中や病気休職等の教職員については、どのようになるのか。

市：今回の意向調査については、現段階で「認定こども園」での勤務を希望する教員のおおよその全体数を、把握することを目的として実施するため、現在、休業・休職中の方は対象外といたします。

組：各クラスの担当教員について、早出・遅出勤務の導入を予定しているとのことであるが、具体的な勤務時間はどのようになるのか。
　また、週あたりの早出遅出勤務の頻度はどのようになるのか。

市：早出勤務での勤務時間につきましては、7：30～16:00 遅出勤務の勤務時間につきましては、10：30～19:00 となります。
　また、早出・遅出勤務の頻度につきましては週当たり２回から３回となります。

組：先ほどの説明では、土曜日も開園するとのことであるが、土曜日の勤務体制についてはどのようになるのか。

市：土曜日の勤務体制につきましては、平日と同様に早出勤務が２人、遅出勤務が２人を予定しております。

組：土曜日の勤務体制はどのように決まるのか。

市：認定こども園の園長が、それぞれの教員と話し合っていただいたうえで、それぞれの園の実態を踏まえ、各園におけるシフト勤務体制を決定いただくこととなります。

組：幼稚園教員は、育児事情などで、早出勤務や遅出勤務ができない教員も多くいる。教育委員会は、教員に対して丁寧な意向確認に努めるよう強く求めておく。
　我々としては「認定こども園」での勤務は、早出・遅出のシフト勤務制の導入や、土曜出勤等、組合員の生活環境に大きな影響を及ぼすものと考えている。今後、意向調査の実施、及び令和５年度末人事異動に係る詳細等については、引き続き、市教組と協議を行うよう求めておく。
　また、今後、園児の増減や支援を要する園児の対応など、様々な課題が生ずることも考えられることから、市教組と誠意をもって協議するよう求めておく。

市：我々としましても、認定こども園については、本市初のモデル実施となりますので、既存の園も含めた、幼稚園全体の状況を勘案しつつ、今後、年度末人事異動に向けて、教職員への意向確認等、丁寧に進めてまいりたいと考えております。
　また、令和５年度末人事異動の基準等に係る事項や今後の動向につきましては、引き続き、市教組の皆様方と、誠意をもって協議を行ってまいります。

組：ただいま、教育委員会より提案を受けたところであるが、公募の実施内容や人事異動等において、現時点で詳細が示されていないものが多くある。教育委員会は、引き続き、誠意をもって交渉を行うよう申し述べておく。
　なお、本日の提案については、一旦、持ち帰り、検討をしたのち、あらためて市教組としての態度決定をし、今後の交渉に臨むこととする。

市：今後も引き続き、市教組の皆様方と誠意を持って十分に交渉・協議を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

**困ったことがあれば、**

**市教組までご連絡を！**

◇市教委提案

大阪市立幼稚園の一部を幼稚園型認定こども園へ移行すること
に伴う教職員の勤務労働条件に関する事項について(提案)

1　提案理由
　今後も大規模マンションの建設等が見込まれ、あらゆる対策を講じてもなお３歳児の保育枠が不足する地域である大阪市立貫江田幼稚園及び玉造幼稚園について、令和6年4月に幼稚園型認定こども園へ移行することとなった。
　この幼稚園型認定こども園への移行に伴い、教職員の勤務労働条件に関する事項について変更が生じるため、現時点においての移行に伴う教職員の勤務労働条件の取扱いについて提案する。

2　提案内容
　市立幼稚園の市立認定こども園への移行については、移行後においても園運営を円滑に行っていくことが大切であり、施設のみならず、園児に関わる教職員についても継続して勤務いただくことが重要であると考える。
　しかしながら、幼稚園と認定こども園では、開園時間、開園日等が異なることから、勤務時間等については別表1とする。

◇別表１

**認定こども園への移行に伴う勤務条件の変更等について**　【別表1】

1. 開園時間、休園日、職員体制

| | 変更前(幼稚園) | 変更後(幼稚園型認定こども園) |
|---|---|---|
| 開園時間 | 9:00～17:00 | 7:45～18:45 |
| 休園日 | 土曜日、日曜日、祝祭日、及び年末年始、春、夏、冬期の長期休業日 | 日曜日、祝祭日及び年末年始 |
| 職員体制 | 各クラス1名の担当教諭を配置(主任含む。) | 各クラス2名の担当教諭(6クラス×2名)及び専任主任を配置予定※ |

※現在調整中

2. 勤務時間

| 職種 | | 変更前(幼稚園) | 変更後(幼稚園型認定こども園) |
|---|---|---|---|
| | | 勤務時間 | 勤務時間 |
| 園長 | | 8:30～17:00 | 同左 |
| 主任 | | 8:30～17:00 | 同左 |
| 教諭 | 早出 | ― | 7:30～16:00 |
| | 通常 | 8:30～17:00 | 同左 |
| | 遅出 | ― | 10:30～19:00 |
| 養護教諭 | | 8:30～17:00 | 同左 |
| 事業担当主事(補) | | 8:00～16:30 | 同左 |

3. 早出勤務・遅出勤務(教諭のみ)

| | 変更前(幼稚園) | 変更後(幼稚園型認定こども園) |
|---|---|---|
| 早出勤務(7:30～16:00) | ― | 平日及び土曜日の早出勤務については、ローテーションで従事する。 |
| 遅出勤務(10:30～19:00) | ― | 平日及び土曜日の遅出勤務については、ローテーションで従事する。 |

※ 土曜日の勤務は、休日の振替とする